別表

放送対象地域	基幹放送局	
	設置場所（送信場所）	周波数（MHz）
福島県	福島県	90.8
広島県	広島県	94.6
山口県	山口県	86.4
		92.3
徳島県	徳島県	94.6
愛媛県	愛媛県	93.6
高知県	高知県	92.5
佐賀県・長崎県	佐賀県	93.5
	長崎県	90.6
熊本県	熊本県	92.3
		94.2
宮崎県	宮崎県	93.0
		94.7

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

平成28年4月28日

関東運輸局長　濱　勝俊

記

（単位地域の名称）

東京都Ｂ

（登録実施機関の名称）

東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部

（登録実施機関の住所）

東京都国立市北３丁目27番11号

（変更前の登録実施機関の代表者名）

齋藤　壽夫

（変更後の登録実施機関の代表者名）

神田　康裕

（登録事務等を行う事務所の名称）

東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部タクシー運転者登録センター

（登録事務等を行う事務所の所在地）

東京都国立市北３丁目27番11号

（登録番号）

東京都Ｂ－１号

（変更年月日）

平成28年４月25日

国家試験

平成28年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、平成28年５月29日に施行する平成28年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

平成28年４月28日

公認会計士・監査審査会会長　廣本　敏郎

（試験場）	
（管轄財務局等）	
北海道財務局	札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎
東北財務局	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎
関東財務局	新宿区西早稲田１丁目６番１号　早稲田大学（早稲田キャンパス）
	杉並区永福１丁目９番１号　明治大学（和泉キャンパス）
北陸財務局	金沢市新神田４丁目３番10号　金沢新神田合同庁舎
東海財務局	名古屋市昭和区御器所町　名古屋工業大学
近畿財務局	吹田市山手町３丁目３番35号　関西大学（千里山キャンパス）
中国財務局	広島市西区福島町２丁目１番１号　広島工業大学専門学校
四国財務局	高松市玉藻町９番10号　レクザムホール
九州財務局	熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎
福岡財務支局	福岡市早良区西新６丁目２番92号　西南学院大学
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館

平成二十八年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十三条の規定に基づき、平成二十八年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

平成二十八年四月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　試験の方法

㈠　試験の区分　試験は、次に掲げる区分ごとに行う。

ア　林業一般

イ　地域森林総合監理

㈡　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

筆記試験は、専門的知識について行う。

口述試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

㈢　筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

二　筆記試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　平成二十八年七月二十三日（土）及び二十四日（日）

㈡　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県及び福岡県

三　口述試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　平成二十八年十一月七日（月）から十一月三十日（水）までの間で林野庁長官の指定する日

㈡　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県及び熊本県

四　受験資格　森林法施行規則第九十一条及び第九十二条に定める受験資格を有する者であること。

五　受験手続

㈠　受験願書等の用紙の交付　受験願書並びに森林法施行規則第九十四条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付する。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求する場合には、九十二円切手を貼り、返信先の住所、氏名及び郵便番号を記載した長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒を同封し、かつ、表面に「林業普及指導員受験願書等の用紙請求」と朱書した封筒を㈣の宛先に送付するものとする。

㈡　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、㈣の宛先に提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備がある場合には、その補正を求める。

ア　森林法施行規則第九十四条第一項各号に掲げる書類

イ　森林法施行規則第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達し、かつ、大学院を修了していない林業改良指導員資格試験合格者が森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年農林水産省令第五号）附則第二条の経過措置の適用を受ける場合にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ　ア及びイに掲げる書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合にあっては、戸籍抄本その他の改姓又は改名があったことを証明する書類

㈢　受験願書及び添付書類の受付期間及び提出場所

ア　受験願書及び添付書類を持参する場合には、平成二十八年四月二十八日（木）から平成二十八年五月二十七日（金）の期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前九時三十分から正午まで又は午後一時から午後六時までに林野庁森林整備部研究指導課に持参するものとする。

イ　受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、平成二十八年四月二十八日（木）から平成二十八年五月二十七日（金）までの期間中に、封筒の表面に「林業普及指導員受験願書在中」と朱書し、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り受け付ける。

㈣　宛先　郵便又は信書便により請求し、又は提出する場合の宛先は、郵便番号一〇〇―八九五二　東京都千代田区霞が関一丁目二番一号林野庁森林整備部研究指導課とする。

㈤　受験票の交付　受験票は、平成二十八年六月二十二日（水）までに受験者に送付する。

㈥　口述試験の通知　口述試験の実施期日等は、平成二十八年九月二十六日（月）までに筆記試験に合格した者に通知する。